

区役所からの お知らせ



7月1日から医療助成制度の 所得年度の見直しを行います

現在、所得制限に該当して、医療助成制度を受けていない方は、7月1日以降に申請いただくと、資格を取得できる可能性があります。必要書類をご確認いただき、担当までご提出ください。

また、見直しにより所得制限に該当する方は、医療証に記載の有効期限までご利用いただけます。所得制限額は対象の医療助成制度ごとに異なりますので、ホームページ等をご確認ください。

問合せ ●子ども医療について
保健福祉課(子育て支援)
1階⑫番
☎06-6915-9107



●重度障がい者医療について
保健福祉課(障がい者支援)
1階⑬番
☎06-6915-9857



介護保険負担割合証を 送付します

要介護・要支援認定を受けている方および総合事業の事業対象者の方全員に、令和5年8月から令和6年7月に介護サービス等を利用する際の自己負担割合(1割から3割)を記載した「介護保険負担割合証」を7月中旬に送付します。

介護サービス等を利用する際に、「介護保険被保険者証」とあわせてサービス提供事業者に提示をお願いします。

介護保険料決定通知書を 送付します

65歳以上の方(介護保険の第1号被保険者)で、年金からのお支払いにより保険料を納付されている方に、介護保険料決定通知書を7月中旬に送付します。

また、口座振替や納付書等で保険料を納付されている方には、4月に決定通知書を送付しましたが、保険料段階の変更や納付方法が年金からのお支払いに変更となる方には改めて送付します。

問合せ 保健福祉課(高齢者支援) 1階⑩番
☎06-6915-9859

個人市・府民税に関する 税務調査を実施します

令和4年度にお勤め先から給与支払報告書や所得税の確定申告書の提出があった方で、今年度の申告等がない方などを対象に、個人市・府民税の申告書をお送りしますので、申告が必要な場合は指定の期日までにご提出ください。

また、申告等の内容や収入・所得の状況、事務所等の開設状況などについて、市税事務所から文書や電話または訪問(徴税吏員証を携帯)による税務調査を実施しますのでご協力をお願いします。

ご協力
をお願いします



問合せ 京橋市税事務所
市民税等グループ(個人市民税担当)
☎06-4801-2953

後期高齢者医療制度の 新しい被保険者証と 保険料決定通知書を送付します

対象の方に、被保険者証(橙色)を7月下旬までに送付します。配達時にご不在の時は郵便局に一定期間保管されます。7月中旬に届かない場合や郵便局の保管期限を過ぎた場合はお問い合わせください。なお、現在の被保険者証(黄色)は8月から使えなくなりますのでご注意ください。

また、後期高齢者医療制度の保険料決定通知書を7月20日頃に送付します。7月中旬に届かない場合はお問い合わせください。



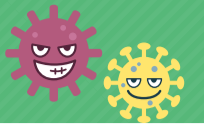
国民健康保険高齢受給者証を 更新します

大阪市国民健康保険に加入の70歳から74歳の方に、7月下旬までに新しい高齢受給者証を送付します。

現在のものは8月から使えなくなります。7月中旬に届かない場合はお問い合わせください。

問合せ 窓口サービス課(保険年金) 3階⑳番
☎06-6915-9956

7月は 食中毒予防月間です



食中毒菌が繁殖しやすい夏場(7月～9月)は特に注意が必要です。

生の肉や魚を取り扱った後は、手や調理器具を洗浄消毒しましょう。また、調理は素早く、加熱は十分に行いましょう。中心温度が75℃で1分以上、二枚貝などのノロウイルスが付着している可能性があるものは、85℃～90℃で90秒以上加熱しましょう。

- カンピロバクターによる食中毒に注意!
特に鶏肉が原因になることが多く、新鮮な鶏肉でも中心部まで十分に加熱して食べましょう
- 食べ物の常温での長時間持ち歩き、放置はしない
ようできるだけ早く食べましょう

問合せ 保健福祉課(生活衛生) 1階⑪番
☎06-6915-9973

「つるりっぷ」のLINEスタンプ 第2弾ができました★



区のマスコットキャラクター「つるりっぷ」のLINEスタンプ第2弾を販売しています!

販売価格 120円(50LINEコイン)/1セット

購入方法 LINEスタンプショップ内で
「つるりっぷ」と検索
「クリエイターズ」欄に表示されます。



問合せ 総務課(政策推進) 4階④番
☎06-6915-9176

▲こちらからも
購入できます

7月 無料相談 対象 大阪市民の方

行政オンラインシステムでの予約 ★印が対応

申込期間 毎月1日から相談日4日前まで

定員 各2名(先着順)

相談名	日時	申込方法	場所
1 法律相談 (弁護士)	7月14日(金)・28日(金) 13時～17時 (毎月第2・4金曜日)	当日9時～電話 (予約専用☎06-6915-9954) 定員 16名(先着順)(1人30分以内)	区役所3階 つるみっくルーム前 問合せ 総務課 (政策推進) ☎06-6915-9683
2 不動産相談 (賃貸、売買契約、 空家問題など)	7月13日(木) 13時～16時 (毎月第2木曜日 (偶数月第4木曜日))	当日9時～電話 (予約専用☎06-6915-9954) ★ 定員 6名(先着順)(1人30分以内)	
3 司法書士相談 (相続・贈与、会社・法人 の登記、成年後見など)	7月19日(水) 13時～16時 (毎月第3水曜日)	当日9時～電話 (予約専用☎06-6915-9954) ★ 定員 8名(先着順)(1人45分以内)	
4 行政書士相談 (相続・遺言など)	7月12日(水) 13時～16時 (奇数月第2水曜日)	当日9時～電話 (予約専用☎06-6915-9954) ★ 定員 8名(先着順)(1人40分以内)	
5 行政なんでも相談 (「横断歩道が消えている」 「信号をつけてほしい」など)	7月28日(金) 14時～16時 (毎月第4金曜日)	当日会場にて受付	区役所 1階ロビー
6 花と緑の相談 問合せ 鶴見緑地公園事務所 ☎06-6912-0650	次回は 9月13日(水)です。	当日会場にて受付	
7 ごみの相談 フードライブ 問合せ 城北環境事業センター ☎06-6913-3960	7月18日(火) 14時～16時 (毎月第3火曜日)	当日会場にて受付 ※食品の持ち込みは14時以降に お願いします	
8 人権相談 (いじめ、差別、虐待、 セクハラ、パワハラ、 DVなど)	【平日】9時～21時 【日・祝】9時～17時30分	専門相談員が電話で相談をお受けします。 区役所で面談を希望される方は事前にご予約ください。 (☎06-6532-7830) ※通話料は自己負担	
9 精神科医による 精神保健福祉相談 問合せ 保健福祉課(保健活動) ☎06-6915-9968	7月14日(金)・28日(金) 14時～15時30分	本人(鶴見区民)およびご家族 からの相談も可能です。電話、窓口 事前予約制(☎06-6915-9968) 定員 2名(先着順)(1人30分程度)	区役所 1階相談室
10 日曜法律相談	7月23日(日) 13時～17時 北区役所	予約 7月14日(金)正午～7月22日(土)17時 (予約専用☎050-1807-2537[AI電話24時間受付]) 定員 16組(先着順)(1人30分) 問合せ 大阪市総合コールセンター「なにわコール」 (☎06-4301-7285) 年中無休・8時～21時	
11 ナイター法律相談	7月12日(水) 18時30分～21時 天王寺区民センター	当日会場にて受付。受付開始(18時)までの来場者で順番を抽選。 以降(～20時まで)、空きがあれば先着順。 定員 32組 問合せ 大阪市総合コールセンター「なにわコール」 (☎06-4301-7285) 年中無休・8時～21時	

6回目

過去には日本万国博覧会(大阪万博・1970)、沖縄国際海洋博覧会(1975)、国際科学技術博覧会(つくば科学万博・1985)、国際花と緑の博覧会(花の万博・1990)、2005年日本国際博覧会(愛知万博)の5つの国際博覧会が開催されているよ。

